

発議第3号

愛南町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日提出

提出者 愛南町議会議員 原田 達也

賛成者 愛南町議会議員 鷹野 正志

〃 〃 尾崎 惠一

提案理由

議会に係る手続きのオンラインによることを可能とし、併せて現在の社会情勢に照らした文言調整・規定ぶりの見直しを行うため。

愛南町議会会議規則の一部を改正する規則

愛南町議会会議規則(平成16年愛南町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条—第19条」を「第14条—第20条」に、「第20条—第24条」を「第21条—第25条」に、「第25条—第34条」を「第26条—第35条」に、「第35条—第48条」を「第36条—第49条」に、「第49条—第63条」を「第50条—第64条」に、「第64条—第76条」を「第65条—第77条」に、「第77条—第87条」を「第78条—第88条」に、「第88条—第94条」を「第89条—第95条」に、「第95条・第96条」を「第96条・第97条」に、「第97条—第100条」を「第98条—第101条」に、「第101条—第108条」を「第102条—第109条」に、「第109条—第115条」を「第110条—第116条」に、「第116条—第121条」を「第117条—第122条」に、「第122条」を「第123条」に、「第123条・第124条」を「第124条—第127条」に、「第125条」を「第128条」に、「第126条」を「第129条」に、「第127条」を「第129条の2—第130条」に改める。

第9条第2項中「認めるときは、」の次に「会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するとき
その他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第127条を第130条とし、第126条を第129条とし、同条の次に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第129条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線により接続する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を議長が定める方式により表示する場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき(第21条(日程の作成及び配布)、第91条(請願文書表の作成及び配布)第1項、第92条(請願の委員会付託)第1項及び第125条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示したもの)の閲

覽若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合は、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第129条の3 この規則の規定(第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第85条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行なうことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第125条を第128条とし、第124条を第127条とし、第123条を第124条とし、同条の次に次の2条を加える。

(会議録の配布)

第125条 会議録は、文書により議員及び関係者に配布する。

(会議録に記載しない事項)

第126条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、記載しない。

第122条第3項中「第119条」を「第120条」に、「第120条」を「第121条」に、「第121条」を「第122条」に改め、同条を第123条とする。

第121条を第122条とし、第110条から第120条までを1条ずつ繰り下げる。

第109条第2項中「第96条」を「第97条」に改め、同条を第110条とする。

第108条を第109条とし、第103条から第107条までを1条ずつ繰り下げる。

第102条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、携帯電話、タブレット型端末機(議会が指定するタブレット型端末機を議長の許可を得て持ち込む場合を除く。)、撮影機器及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改め、同条を第103条とする。

第101条を第102条とする。

第100条中「第38条」を「第39条」に改め、同条を第101条とし、同条の次に次

の1条を加える。

(資格決定の通知)

第101条の2 法第127条(失職及び資格決定)第3項の規定により準用する法第118条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)第6項の規定による文書の交付に關し必要な事項は、議長が定める。

第99条を第100条とし、第92条から第98条までを1条ずつ繰り下げる。

第91条中「第38条」を「第39条」に改め、同条を第92条とする。

第90条を第91条とし、第85条から第89条までを1条ずつ繰り下げる。

第84条中「第27条」を「第28条」に、「第28条」を「第29条」に、「第29条」を「第30条」に、「第30条」を「第31条」に、「第31条(開票及び投票の効力)」を「第32条(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで」に、「第32条」を「第33条」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に改め、同条を第85条とする。

第83条を第84条とし、第63条から第82条までを1条ずつ繰り下げる。

第62条中「第58条」を「第59条」に改め、同条を第63条とする。

第61条を第62条とし、第46条から第60条までを1条ずつ繰り下げる。

第45条第3項中「第39条」を「第40条」に改め、同条を第46条とする。

第44条を第45条とし、第41条から第43条までを1条ずつ繰り下げる。

第40条第2項中「第75条」を「第76条」に改め、同条を第41条とする。

第39条中「第76条」を「第77条」とし、同条を第40条とする。

第38条を第39条とし、第32条から第37条までを1条ずつ繰り下げる。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)

第6項の規定による文書の交付に關し必要な事項は、議長が定める。

第31条を第32条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第27条中「第25条」を「第26条」とし、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第18条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、第17条の次に次の1条を加える。

(秘密会の動議)

第18条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

愛南町議会会議規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章 略 第2章 議案及び動議(第14条—第19条) 第3章 議事日程(第20条—第24条) 第4章 選挙(第25条—第34条) 第5章 議事(第35条—第48条) 第6章 発言(第49条—第63条) 第7章 委員会(第64条—第76条) 第8章 表決(第77条—第87条) 第9章 請願(第88条—第94条) 第10章 秘密会(第95条・第96条) 第11章 辞職及び資格の決定(第97条—第100条) 第12章 規律(第101条—第108条) 第13章 懲罰(第109条—第115条) 第14章 公聴会(第116条—第121条) 第15章 参考人(第122条) 第16章 会議録(第123条・第124条) 第17章 議員全員協議会(第125条) 第18章 議員の派遣(第126条) 第19章 補則(第127条) 附則	第1章 略 第2章 議案及び動議(第14条—第20条) 第3章 議事日程(第21条—第25条) 第4章 選挙(第26条—第35条) 第5章 議事(第36条—第49条) 第6章 発言(第50条—第64条) 第7章 委員会(第65条—第77条) 第8章 表決(第78条—第88条) 第9章 請願(第89条—第95条) 第10章 秘密会(第96条・第97条) 第11章 辞職及び資格の決定(第98条—第101条) 第12章 規律(第102条—第109条) 第13章 懲罰(第110条—第116条) 第14章 公聴会(第117条—第122条) 第15章 参考人(第123条) 第16章 会議録(第124条—第127条) 第17章 議員全員協議会(第128条) 第18章 議員の派遣(第129条) 第19章 補則(第129条の2—第130条) 附則
第1条～第8条 略 (会議時間) 第9条 第1項略 2 議長は、必要があると認めるときは、_____会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 (新設)	第1条～第8条 略 (会議時間) 第9条 第1項略 2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議に宣告することにより</u> 会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。
3 略 第10条～第17条 略 (新設) (先決動議の措置) <u>第18条</u> 略 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) <u>第19条</u> 略 (日程の作成及び配布) <u>第20条</u> 略 (日程の順序変更及び追加) <u>第21条</u> 略 (議事日程のない会議の追加) <u>第22条</u> 略 (延会の場合の議事日程) <u>第23条</u> 略 (日程の終了及び延会) <u>第24条</u> 略 (選挙の宣告) <u>第25条</u> 略 (不在議員)	4 略 第10条～第17条 略 (秘密会の動議) 第18条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の措置) <u>第19条</u> 略 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) <u>第20条</u> 略 (日程の作成及び配布) <u>第21条</u> 略 (日程の順序変更及び追加) <u>第22条</u> 略 (議事日程のない会議の追加) <u>第23条</u> 略 (延会の場合の議事日程) <u>第24条</u> 略 (日程の終了及び延会) <u>第25条</u> 略 (選挙の宣言) <u>第26条</u> 略 (不在議員)

現 行	改 正 案
<u>第26条</u> 略 (議場の出入口閉鎖)	<u>第27条</u> 略 (議場の出入口閉鎖)
<u>第27条</u> 投票による選挙を行うときは、議長は、 <u>第25条</u> (選挙の宣告)の規定による宣言の後、職員に議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)	<u>第28条</u> 投票による選挙を行うときは、議長は、 <u>第26条</u> (選挙の宣言)の規定による宣言の後、職員に議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)
<u>第28条</u> 略 (投票)	<u>第29条</u> 略 (投票)
<u>第29条</u> 略 (投票の終了)	<u>第30条</u> 略 (投票の終了)
<u>第30条</u> 略 (開票及び投票の効力)	<u>第31条</u> 略 (開票及び投票の効力)
<u>第31条</u> 第1項略 2、3 略 (新設)	<u>第32条</u> 第1項略 2、3 略 <u>4 投票の効力に係る法第118条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)第6項の規定による文書の交付に關し必要な事項は、議長が定める。</u> (選挙結果の報告)
(選挙結果の報告)	<u>第33条</u> 略 (選挙に関する義務)
<u>第32条</u> 略 (選挙に関する義務)	<u>第34条</u> 略 (選挙関係書類の保存)
<u>第33条</u> 略 (選挙関係書類の保存)	<u>第35条</u> 略 (議題の宣告)
<u>第34条</u> 略 (議題の宣告)	<u>第36条</u> 略 (一括議題)
<u>第35条</u> 略 (一括議題)	<u>第37条</u> 略 (議案等の朗読)
<u>第36条</u> 略 (議案等の朗読)	<u>第38条</u> 略 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)
<u>第37条</u> 略 (議案等の説明、質疑及び委員会付託)	<u>第39条</u> 略 (付託事件を議題とする時期)
<u>第38条</u> 略 (付託事件を議題とする時期)	<u>第40条</u> 委員会に付託した事件は、 <u>第76条</u> (委員会報告書)の規定による報告書の提出をもって議題とする。 (委員長及び少数意見の報告)
<u>第39条</u> 委員会に付託した事件は、 <u>第76条</u> (委員会報告書)の規定による報告書の提出をもって議題とする。 (委員長及び少数意見の報告)	<u>第41条</u> 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。
2 <u>第75条</u> (少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。	2 <u>第76条</u> (少数意見の留保)第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。
3、4 略 (修正案の説明)	3、4 略 (修正案の説明)
<u>第41条</u> 略 (委員長報告等に対する質疑)	<u>第42条</u> 略 (委員長報告等に対する質疑)
<u>第42条</u> 略 (討論及び表決)	<u>第43条</u> 略 (討論及び表決)
<u>第43条</u> 略 (議決事件の字句及び数字等の整理)	<u>第44条</u> 略 (議決事件の字句及び数字等の整理)
<u>第44条</u> 略 (委員会の審査又は調査の期限)	<u>第45条</u> 略 (委員会の審査又は調査の期限)
<u>第45条</u> 第1項略	<u>第46条</u> 第1項略

現 行	改 正 案
2 略	2 略
3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、 <u>第39条</u> (付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。 (委員会の中間報告)	3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、 <u>第40条</u> (付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。 (委員会の中間報告)
<u>第46条</u> 略 (再審査又は再調査のための付託)	<u>第47条</u> 略 (再審査又は再調査のための付託)
<u>第47条</u> 略 (議事の継続)	<u>第48条</u> 略 (議事の継続)
<u>第48条</u> 略 (発言の許可等)	<u>第49条</u> 略 (発言の許可等)
<u>第49条</u> 略 (発言の要求)	<u>第50条</u> 略 (発言の要求)
<u>第50条</u> 略 (討論の方法)	<u>第51条</u> 略 (討論の方法)
<u>第51条</u> 略 (議長の発言及び討論)	<u>第52条</u> 略 (議長の発言及び討論)
<u>第52条</u> 略 (発言内容の制限)	<u>第53条</u> 略 (発言内容の制限)
<u>第53条</u> 略 (質疑の回数)	<u>第54条</u> 略 (質疑の回数)
<u>第54条</u> 略 (発言時間の制限)	<u>第55条</u> 略 (発言時間の制限)
<u>第55条</u> 略 (議事進行に関する発言)	<u>第56条</u> 略 (議事進行に関する発言)
<u>第56条</u> 略 (発言の継続)	<u>第57条</u> 略 (発言の継続)
<u>第57条</u> 略 (質疑又は討論の終結)	<u>第58条</u> 略 (質疑又は討論の終結)
<u>第58条</u> 略 (選挙及び表決時の発言制限)	<u>第59条</u> 略 (選挙及び表決時の発言制限)
<u>第59条</u> 略 (一般質問)	<u>第60条</u> 略 (一般質問)
<u>第60条</u> 略 (緊急質問等)	<u>第61条</u> 略 (緊急質問等)
<u>第61条</u> 略 (準用規定)	<u>第62条</u> 略 (準用規定)
<u>第62条</u> 質問については、 <u>第58条</u> (質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。 (発言の取消し又は訂正)	<u>第63条</u> 質問については、 <u>第59条</u> (質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。 (発言の取消し又は訂正)
<u>第63条</u> 略 (議長への通知)	<u>第64条</u> 略 (議長への通知)
<u>第64条</u> 略 (会議中の委員会の禁止)	<u>第65条</u> 略 (会議中の委員会の禁止)
<u>第65条</u> 略 (委員の発言)	<u>第66条</u> 略 (委員の発言)
<u>第66条</u> 略 (委員外議員の発言)	<u>第67条</u> 略 (委員外議員の発言)
<u>第67条</u> 略 (委員の議案修正)	<u>第68条</u> 略 (委員の議案修正)
<u>第68条</u> 略 (分科会又は小委員会)	<u>第69条</u> 略 (分科会又は小委員会)
<u>第69条</u> 略 (連合審査会)	<u>第70条</u> 略 (連合審査会)
<u>第70条</u> 略 (証人出頭又は記録提出の要求)	<u>第71条</u> 略 (証人出頭又は記録提出の要求)

現 行	改 正 案
<u>第71条</u> 略 (所管事務等の調査)	<u>第72条</u> 略 (所管事務等の調査)
<u>第72条</u> 略 (委員の派遣)	<u>第73条</u> 略 (委員の派遣)
<u>第73条</u> 略 (閉会中の継続審査)	<u>第74条</u> 略 (閉会中の継続審査)
<u>第74条</u> 略 (少数意見の保留)	<u>第75条</u> 略 (少数意見の保留)
<u>第75条</u> 略 (委員会報告書)	<u>第76条</u> 略 (委員会報告書)
<u>第76条</u> 略 (表決問題の宣告)	<u>第77条</u> 略 (表決問題の宣告)
<u>第77条</u> 略 (不在議員)	<u>第78条</u> 略 (不在議員)
<u>第78条</u> 略 (条件の禁止)	<u>第79条</u> 略 (条件の禁止)
<u>第79条</u> 略 (起立による表決)	<u>第80条</u> 略 (起立による表決)
<u>第80条</u> 略 (投票による表決)	<u>第81条</u> 略 (投票による表決)
<u>第81条</u> 略 (記名及び無記名の投票)	<u>第82条</u> 略 (記名及び無記名の投票)
<u>第82条</u> 略 (白票の取扱い)	<u>第83条</u> 略 (白票の取扱い)
<u>第83条</u> 略 (選挙規定の準用)	<u>第84条</u> 略 (選挙規定の準用)
<u>第84条</u> 記名又は無記名の投票を行う場合は、 <u>第27条</u> (議場の出入口閉鎖)、 <u>第28条</u> (投票用紙の配布及び投票箱の点検)、 <u>第29条</u> (投票)、 <u>第30条</u> (投票の終了)、 <u>第31条</u> (開票及び投票の効力)、 <u>第32条</u> (選挙結果の報告)第1項、 <u>第33条</u> (選挙に関する疑義)及び <u>第34条</u> (選挙関係書類の保存)の規定を準用する。 (表決の訂正)	<u>第85条</u> 記名又は無記名の投票を行う場合は、 <u>第28条</u> (議場の出入口閉鎖)、 <u>第29条</u> (投票用紙の配布及び投票箱の点検)、 <u>第30条</u> (投票)、 <u>第31条</u> (投票の終了)、 <u>第32条</u> (開票及び投票の効力)第1項から第3項まで、 <u>第33条</u> (選挙結果の報告)第1項、 <u>第34条</u> (選挙に関する疑義)及び <u>第35条</u> (選挙関係書類の保存)の規定を準用する。 (表決の訂正)
<u>第85条</u> 略 (簡易表決)	<u>第86条</u> 略 (簡易表決)
<u>第86条</u> 略 (表決の順序)	<u>第87条</u> 略 (表決の順序)
<u>第87条</u> 略 (請願書の記載事項等)	<u>第88条</u> 略 (請願書の記載事項等)
<u>第88条</u> 略 (請願の紹介の取消し)	<u>第89条</u> 略 (請願の紹介の取消し)
<u>第89条</u> 略 (請願文書表の作成及び配布)	<u>第90条</u> 略 (請願文書表の作成及び配布)
<u>第90条</u> 略 (請願の委員会付託)	<u>第91条</u> 略 (請願の委員会付託)
<u>第91条</u> 議長は、 <u>第38条</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。	<u>第92条</u> 議長は、 <u>第39条</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
2、3 略 (紹介議員の委員会出席)	2、3 略 (紹介議員の委員会出席)
<u>第92条</u> 略	<u>第93条</u> 略

現 行	改 正 案
(請願の審査報告) <u>第93条</u> 略 (陳情書の処理)	(請願の審査報告) <u>第94条</u> 略 (陳情書の処理)
<u>第94条</u> 略 (指定者以外の退場)	<u>第95条</u> 略 (指定者以外の退場)
<u>第95条</u> 略 (秘密の保持)	<u>第96条</u> 略 (秘密の保持)
<u>第96条</u> 略 (議長及び副議長の辞職)	<u>第97条</u> 略 (議長及び副議長の辞職)
<u>第97条</u> 略 (議員の辞職)	<u>第98条</u> 略 (議員の辞職)
<u>第98条</u> 略 (資格決定の要求)	<u>第99条</u> 略 (資格決定の要求)
<u>第99条</u> 略 (資格決定の審査)	<u>第100条</u> 略 (資格決定の審査)
<u>第100条</u> 前条の要求については、議会は、 <u>第38条</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。	<u>第101条</u> 前条の要求については、議会は、 <u>第39条</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。 <u>(資格決定の通知)</u>
<u>(新設)</u>	<u>第101条の2</u> 法第127条(失職及び資格決定) 第3項の規定により準用する法第118条(投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議)第6項の規定による文書の交付に関し必要な事項は、議長が定める。
(品位の尊重) <u>第101条</u> 略 (携帯品)	(品位の尊重) <u>第102条</u> 略 (携帯品)
<u>第102条</u> 議場に入る者は、帽子、 <u>外とう、襟巻、つえ、かさ、携帯電話機、タブレット型端末機(議会が指定するタブレット型端末機を議長の許可を得て持ち込む場合を除く。)、撮影機器及び録音機</u> の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により <u>議長の許可を得たとき</u>	<u>第103条</u> 議場に入る者は、帽子、 <u>コート、マフラー、傘</u> <u>の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。</u> (議事妨害の禁止)
<u>第103条</u> 略 (離籍)	<u>第104条</u> 略 (離籍)
<u>第104条</u> 略 (禁煙)	<u>第105条</u> 略 (禁煙)
<u>第105条</u> 略 (新聞等の閲読禁止)	<u>第106条</u> 略 (新聞等の閲読禁止)
<u>第106条</u> 略 (許可のない登壇の禁止)	<u>第107条</u> 略 (許可のない登壇の禁止)
<u>第107条</u> 略 (議長の秩序保持権)	<u>第108条</u> 略 (議長の秩序保持権)
<u>第108条</u> 略 (懲罰動議の提出)	<u>第109条</u> 略 (懲罰動議の提出)
<u>第109条</u> 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。	<u>第110条</u> 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。
2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、 <u>第96条</u> (秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。	2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、 <u>第97条</u> (秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

現 行	改 正 案
(懲罰の審査) <u>第110条</u> 略 (代理弁明) <u>第111条</u> 略 (戒告又は陳謝の方法) <u>第112条</u> 略 (出席停止の期間) <u>第113条</u> 略 (出席停止期間中出席したときの措置) <u>第114条</u> 略 (懲罰の宣告) <u>第115条</u> 略 (公聴会開催の手続) <u>第116条</u> 略 (意見を述べようとする者の申出) <u>第117条</u> 略 (公述人の決定) <u>第118条</u> 略 (公述人の発言) <u>第119条</u> 略 (議員と公述人の質疑) <u>第120条</u> 略 (代理人又は文書による意見の陳述) <u>第121条</u> 略 (参考人) <u>第122条</u> 略 2 略 3 参考人については、 <u>第119条</u> (公述人の発言)、 <u>第120条</u> (議員と公述人の質疑)及び <u>第121条</u> (代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。 (会議録の記載事項) <u>第123条</u> 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (会議録署名議員) <u>第124条</u> 略 第17章 議員全員協議会 <u>第125条</u> 略 第18章 議員の派遣 <u>第126条</u> 略 <u>(新設)</u>	(懲罰の審査) <u>第111条</u> 略 (代理弁明) <u>第112条</u> 略 (戒告又は陳謝の方法) <u>第113条</u> 略 (出席停止の期間) <u>第114条</u> 略 (出席停止期間中出席したときの措置) <u>第115条</u> 略 (懲罰の宣告) <u>第116条</u> 略 (公聴会開催の手続) <u>第117条</u> 略 (意見を述べようとする者の申出) <u>第118条</u> 略 (公述人の決定) <u>第119条</u> 略 (公述人の発言) <u>第120条</u> 略 (議員と公述人の質疑) <u>第121条</u> 略 (代理人又は文書による意見の陳述) <u>第122条</u> 略 (参考人) <u>第123条</u> 略 2 略 3 参考人については、 <u>第120条</u> (公述人の発言)、 <u>第121条</u> (議員と公述人の質疑)及び <u>第122条</u> (代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。 (会議録の記載事項) <u>第124条</u> 略 (会議録の配布) <u>第125条</u> 会議録は、文書により議員及び関係者に配布する。 (会議録に記載しない事項) <u>第126条</u> 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、記載しない。 (会議録署名議員) <u>第127条</u> 略 第17章 議員全員協議会 <u>第128条</u> 略 第18章 議員の派遣 <u>第129条</u> 略 (電子情報処理組織による通知等) <u>第129条の2</u> 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこ

現 行	改 正 案
	<p>の規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線により接続する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</p> <p>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行なうことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行なうことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を議長が定める方式により表示する場合に限る。</p> <p>3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき(第21条(日程の作成及び配布)、第91条(請願文書表の作成及び配布)第1項、第92条(請願の委員会付託)第1項及び第125条(会議録の配布)の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされたとき又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもの)の閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発したときのいずれか早いとき)に当該者に到達したものとみなす。</p> <p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることが</p>

現 行	改 正 案
	<p style="color: red;">できる。</p> <p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合は、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第129条の3 この規則の規定(第29条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項(第85条(選挙規定の準用)において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行なうことができる。</p> <p>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>(会議規則の疑義)</p>
(会議規則の疑義) 第127条 略	第130条 略